

随意契約理由書

案件名：淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター 3号重力濃縮電気設備工事

本工事は、淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンターにおける No.3 重力濃縮設備の増設に伴い、既設設備の機能増設を含む重力濃縮電気設備工事（運転操作設備、監視制御設備及び計装設備）を行うものである。

高槻水みらいセンターにおける運転操作設備や監視制御設備などの既設システムは、システム構成や各機器とのインターフェイス、データ伝送に伴う信号処理方法などに関して、製作会社が独自に開発設計した制御技術、信号処理技術が採用され、要求性能を満足するように製作されている。これらのことから本工事を実施する際には、各機器とのインターフェイス等の非常に高いレベルのシステム設計及び装置の製作能力が要求される。更に設置後は、既設設備を含めたシステム全体の機能動作確認を行う必要がある。

従って、本工事を施工するにあたっては、当該システムの設計、製作において、その機能、構造に精通していることが必要な上、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要である。

以上のことから、当該システムの設計、製作、据付を実施した三菱電機株式会社 関西支社が唯一施工可能な業者であると考えているが、同社以外にこの工事を施工可能な業者がいないかを確認するため、参加意思確認公募手続を実施した結果、応募要件を満たす参加希望者（施工可能な業者）は無く、三菱電機株式会社 関西支社から徴取した見積もりが予定価格内であったため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同社と随意契約を行うものである。